

J R 東海労申第 8 号
2019 年 9 月 6 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 木下 和樹

東京都労働委員会の「命令」に基づく申し入れ

東京都労働委員会は 9 月 4 日、J R 東海労本部、新幹線地本、東京車両所分会が不当労働行為救済を求めて申し立てた「都労委平成 29 年（不）第 51 号事件」について、会社が J R 東海労本部、新幹線地本からの団体交渉の申し入れに応じなかったことは不当労働行為と認定した。

東京都労働委員会の命令に基づき下記の通り申し入れるので、団体交渉の開催、謝罪文の手交と掲示を速やかに行うこと。

記

1. 会社は東京都労働委員会の命令に従い、早急に団体交渉を開催すること。
 - (1) 組合員が私傷病を理由として年次有給休暇を取得する場合の取扱いについて、これまでの解説書等の内容と異なる会社の基本協約や就業規則等の解釈について、その異なる理由を、根拠資料等を示して具体的に説明すること。
 - (2) 最新版の「就業規則の解釈と運用」を労働組合に交付し説明を行うこと。
 - (3) 会社はこれまでの取扱いを改め、組合員が私傷病により年次有給休暇を取得した場合に診断書の提出を要求しないこと。
2. 東京都労働委員会の命令に従い、早急に謝罪文を手交すること。
3. 手交に当たっては、事前に組合側幹事と協議し、日時、場所等を決定すること。
4. 謝罪文は会社の責任者である社長が手交すること。
5. 謝罪文は命令に従い早急に掲示すること。

6. 東京都労働委員会の命令を真摯に受け止め、再審査申し立て等、法的措置を行わないこと。
7. 労使の信義則違反を猛省し、この間の労使交渉において「会社はこれまで不当労働行為は行っていない」との発言を撤回し、謝罪すること。
8. 会社は今後二度と、不当労働行為を行わないこと。

以 上